

## 2021春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	生保労連
方針決定日	2021年1月12日(火)
要求提出日	【営業職員委員会】2021年2月5日(金) 【内勤職員委員会】2021年3月5日(金)※いずれも「要求提出期限日と位置付け」
回答指定期	【営業職員委員会】2021年3月5日(金) 【内勤職員委員会】2021年4月7日(水)※いずれも「回答期限日と位置付け」

要求項目	要求内容
<b>(1) 基本的な考え方</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「組合員の生活の安定・向上」に加え、「『人への投資』を通じたモチベーション・働きがいの向上」および「個人消費の拡大・下支えを通じた『経済の好循環実現』」を 総合生活改善闘争全体の目的・考え方として位置付け、コロナ禍の影響も十分に考慮しつつ、統一闘争全体のさらなる推進をはかる。</li> <li>・取組みにあたっては、コロナ禍の影響も十分に考慮しつつ、「人への投資」と「生産性向上」の好循環実現に関する考え方の定着・浸透をはかるとともに、「経済の好循環実現」の意義・重要性に関する共通認識の醸成に努める。</li> </ul>	
<b>(2) 基盤整備</b>	
・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化	
・賃金水準闘争を強化していくための体制整備	
<b>(3) 賃上げ要求</b>	
<b>■月例賃金</b>	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」	<b>【営業職員関係】</b> (1) 営業支援策の充実 ・営業職員の実質的な収入の確保・向上をはかるべく、営業支援策の充実を最重要課題として最大限の取組みを行う。 (2) 賃金改善 <月例給与> ・「営業職員の実質的な収入の確保・向上」をめざし、諸規定の改善、施策の確保・充実、資格・給与保障等について最大限効果的な取組みを行う。 <臨時給与> ・各組合は主体性を発揮する中で、「現行水準の確保・向上」をめざして取り組む。
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	<b>【内勤職員関係】</b> 諸情勢や組合員の期待・納得感等を総合的に判断し、「組合員の生活の安定・向上」および「『人への投資』を通じたモチベーション・働きがいの向上」、さらには「個人消費の拡大・下支えを通じた『経済の好循環実現』」をはかる観点から、現行水準を確保した上で、社会環境の変化に対応するための処遇改善に最大限取り組む。 <月例給与> ・現行水準を確保した上で、社会環境の変化に対応するための処遇改善に最大限取り組む。 各組合は、「月例給与の改善要求」の取組みメニューを参考に、可能な限り処遇改善に取り組む。 <臨時給与> ・現行水準(規定上の水準)の確保に取り組む。 <年収制> ・現行水準を確保した上で、社会環境の変化に対応するための処遇改善に最大限取り組む。 各組合は、「月例給与の改善要求」の取組みメニューを参考に、可能な限り処遇改善に取り組む。
○規模間格差の是正(中小賃上げ要求)	
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	
<b>■男女間賃金格差の是正</b> ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当関連	
<b>■初任給等の取り組み</b> ・社会水準の確保 ・年齢別最低賃金の協定締結	
<b>■一時金</b> ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等労働者への対応	月例賃金の項参照

(4) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し

【ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組み】

生保労連の『職場におけるジェンダー平等』および『ワーク・ライフ・バランス』の着実な前進に向けた中期取組み方針(2021.1-2025.8)に沿って、以下の点について、各組合の主体的な判断に基づく積極的な取組みを推進する。

1. 総労働時間の短縮と生活時間の充実
2. 両立支援制度の拡充・活用促進
3. 健康増進・職場環境の改善
4. ハラスメント対策の強化

■長時間労働の是正

職種・職場ごとに状況が区々となっていることから、職種・職場ごとに総労働時間の短縮に向けた実効性を高める取組みを推進する。具体的には、「勤務関連ルールの遵守・徹底」「業務見直しの推進」「意識改革の推進」の3つを一体とした具体的な改善策の協議・実行を中心に、制度・施策の一層の拡充と運営の改善に向けた取組みを推進する。

また、職場におけるジェンダー平等や多様な人材の活躍を一層進めていくとともに、組合員一人ひとりの価値観や働き方に対応していくため、「生産性の高い働き方」と「生活時間の充実」の相乗効果を通じて、「ワーク」と「ライフ」双方の充実に向けた取組みを推進する。さらには、「統一共闘課題」として設定した「社会環境の変化に対応した働き方の実現に向けた取組みの推進」に、全組合が引き続き積極的に取り組む。

〈統一共闘課題〉

「社会環境の変化に対応した働き方の実現に向けた取組みの推進」

各組合は、それぞれの課題認識に基づき以下に取り組む。

1. 生活様式等の変化に対応した働き方の実現
  - ・営業現場の働き方への影響の把握と対応策の充実
  - ・テレワークをはじめとした柔軟な勤務体制の整備と活用促進
2. 「生産性の高い働き方」と「生活時間の充実」の相乗効果をより意識した取組みの推進
  - ・総労働時間短縮に向けた取組みのさらなる推進
  - ・生活時間の充実に向けたサポートの推進

■すべての労働者の雇用安定に向けた取組み

職場における均等待遇実現に向けた取組みの項参照

■職場における均等待遇実現に向けた取組み

【パート・契約社員を含む全ての内勤職員の処遇改善】

コロナ禍の中でも多岐にわたる業務を通じて懸命にお客さまを支えている組合員の雇用・賃金を最大限守る必要があることや、急速に進んでいる働き方の変化への対応を支援する必要があること、「同一労働同一賃金」等に関する法改正や社会的要請に的確に対応する必要があること等に鑑み、「現行水準を確保した上で、社会環境の変化に対応するための処遇改善に最大限取り組む。

【パート・契約社員の処遇改善】

「同一労働同一賃金」等に関する法改正や社会的要請に的確に対応する「同一労働同一賃金等の観点からのパート・契約社員の賃金改善」を、内勤職員の「月例給与の改善要求」の取組みメニューの一つとして掲げている。

また、パート・契約社員の処遇改善に向けた取組みは、均等・均衡処遇の観点からもますます重要性を増しており、2020年4月から導入された「同一労働同一賃金」の考え方を踏まえ、以下の点について、各組合の主体的な判断に基づく積極的な取組みを推進する。

〈全組合対象〉

1. 雇用・労働条件、福利厚生、職場環境、教育・研修等の実態把握と点検
2. 健康で安心して働くことができる職場環境の整備

〈主に組織化組合対象〉

3. 人事・評価制度に関する取組み
4. 福利厚生制度の適用拡大の取組み
5. 多様なニーズに対応した就労環境の整備

■60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取組み

60歳以降の就労者が安心と働きがいもてる処遇・働き方の実現に向け、2021年4月から施行される改正高年齢者雇用安定法の趣旨等を踏まえ、70歳までの就業機会確保も視野に入れつつ、対象職務の拡大や適正な処遇の実現、多様なニーズに対応した就労環境の整備等に向けた取組みを推進する。また、定年延長の動向等を引き続き注視しつつ、当該層の職務、処遇、就労環境等に関する実態を把握し、適正な制度運営の実現に取り組む。具体的には、以下の点について、各組合の主体的な判断に基づく積極的な取組みを推進する。

1. 対象職務の拡大、能力向上支援の実施
2. 適正な処遇の実現
3. 多様なニーズに対応した就労環境の整備
4. 定年延長に関する検討・対応

■テレワーク導入に向けた労働組合の取組み

組合員一人ひとりが働きがい・生きがいをもって、充実した職業生活や家庭生活を送ることができるよう、組合員の価値観・ニーズやライフイベント等に応じて、誰もが働き方を柔軟に選択できる制度の整備と活用促進に向けた取組みを推進する。

具体的には、働く時間や働く場所等を柔軟に選択できる制度の整備に一層取り組むとともに、働き方を選択しやすくなるよう、制度利用の有無に関わらない公平な人事制度の運用・ルールの整備等に向けた取組みを推進する。

あわせて、コロナ禍の影響により、社会全体の生活様式や価値観は大きく変化しつつあり、これに伴い生保産業においても働き方の変化が生じている。今後はこうした変化が加速・定着することも想定し、社会環境の変化に対応した働き方の実現に向け、取組み事例の共有をはかりつつ、引き続き積極的に取組みを推進する。

<p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成と教育訓練の充実</li> <li>・中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備 など</li> </ul>	
<p>(5) ジェンダー平等・多様性の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法</li> <li>・ハラスメント対策と差別禁止</li> <li>・育児や介護と仕事の両立</li> <li>・次世代育成支援対策推進法</li> </ul>	<p>【改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法関連の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法および女性活躍推進法等の趣旨や、政府・各界の動きを踏まえ、『『職場におけるジェンダー平等』および『ワーク・ライフ・バランス』の着実な前進に向けた中期取り組み方針(2021.1-2025.8)(案)』に沿って、チェック・提言の取組みを推進する。また、各組合における女性活躍推進法への対応状況をフォローする。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 性別を問わず能力開発・キャリア形成できる環境の整備</li> <li>2. ポジティブ・アクションの推進</li> <li>3. 性別を問わず安心して働ける環境の整備</li> <li>4. ハラスメント対策の強化</li> <li>5. 取組みの基盤づくり       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)働き方を柔軟に選択できる制度の整備と活用促進</li> <li>(2)推進体制の強化</li> <li>(3)意識改革の推進</li> </ol> </li> </ol> <p>【ハラスメント対策と差別禁止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年6月にパワーハラスメント防止を企業に義務付ける法律が施行される等、法改正による防止措置義務化等が進んでいること等も踏まえ、安心して働ける職場環境の整備の観点から、各種ハラスメント対策の強化に向けた取組みを推進する。</li> </ul> <p>【育児や介護と仕事の両立】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児や看護、介護、治療等との両立を支援するため、関連法制の動向や組合員ニーズ等を踏まえ、休職・休暇制度のみならず、誰もが働き続けられる環境整備という面からも、制度の拡充・活用促進に向けた取組みを引き続き推進する。</li> <li>また、育児・介護休業法等の趣旨に沿った各組合の取組みを推進する。</li> <li>・育児については、男性による各種支援制度の活用や参加促進が重要な課題となるとともに、介護については、超高齢社会を迎え、家族や親族等の介護への対応が一層重要性を増していることから、制度の拡充や職場における理解促進の取組みを推進する。</li> <li>・治療については、職業生活との両立への社会的ニーズが高まっていることに鑑み、制度の拡充や、制度を利用しやすい職場環境の整備等の取組みを推進する。</li> <li>・また、制度の活用促進に向けて、公的制度も含めた制度の周知徹底を推進する。</li> </ul>

(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入

【ダイバーシティ&インクルージョンに関する取り組み】

ダイバーシティ&インクルージョンの考え方を踏まえ、女性や60歳以降の就労者、パート・契約社員はもとより、LGBT、障がい者、外国人等が、差別や偏見を受けることなく、誰もが安心と働きがいをもって仕事に従事できる環境の整備や、助け合い・支え合う職場風土の醸成に向けた取り組みを推進する。

〈共通メニュー〉

1. 差別禁止の方針の明記と周知
2. 職場環境の点検
3. 安心して働くことができる職場環境の整備
  - ①理解促進の取り組み(研修等)の実施
  - ②相談体制の整備

〈個別メニュー〉

－LGBT－

性的指向や性自認によって社会的な困難を被るおそれのある人はどの職場にもいるとの認識の下、以下の個別課題に取り組む。

- ・ハラスメント対策の強化
- ・日常的な困難への配慮(各種施設利用への配慮、服装への配慮等)
- ・福利厚生制度および休暇制度における配慮(同性パートナーの対象化等)

－障がい者－

ノーマライゼーション(障がいをもつ者ともたない者が平等に生活できるようにすること)の考え方および改正障害者雇用促進法(差別禁止、合理的配慮の提供義務等)の趣旨等を踏まえ、以下の個別課題に取り組む。

- ・雇用・労働条件等の実態およびニーズの把握
- ・日常的な困難への配慮(作業環境の整備、必要な支援内容の把握と実施等)

－外国人－

グローバル化の進展や海外事業展開の拡がりの動き等を踏まえ、以下の個別課題に取り組む。

- ・雇用・労働条件等の実態およびニーズの把握
- ・日常的な困難への配慮(コミュニケーション・ギャップの解消等)